

宮城県と国立大学法人東北大学との連携・協力に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と国立大学法人東北大学（以下「乙」という。）とは、包括的な連携の下、相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的として協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、頭書の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進するべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、協働で取り組むものとする。

- （1）災害対策，復興推進に関する事項
- （2）グリーン未来社会の実現推進に関する事項
- （3）経済産業の持続的な成長促進に関する事項
- （4）地域創成を担う人材の育成に関する事項
- （5）地域課題解決に関する事項
- （6）新型コロナウイルス感染症対策に関する事項
- （7）その他，甲及び乙の協議により必要と認められる事項

（協議）

第2条 前条に掲げる事項を円滑かつ効率的に進めるために、甲及び乙は、必要な事項について協議し、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申出がなければ、更に1年間有効とし、その後も同様に更新するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(この協定にない事項)

第5条 この協定に定めるもののほか、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年3月8日

甲 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県知事

乙 宮城県仙台市青葉区片平2-1-1
国立大学法人東北大学総長